

056 封 蝋

ヨーロッパにおいて、手紙の封筒や文書に封印（封をした証拠として印を押したり証紙をはったりすることで、鈴印（けんいん）、封判ともいう）を施したり、主に瓶などの容器を密封するために用いる蝋である。

秘匿されるべき内容をもつ書状や契約書、宣誓書などの重要文書に用いられることが多く、しばしば呪術的・象徴的な意匠の図形あるいは神名や王名を刻んだ印章が、蝋（封蝋）、粘土（封泥）まれに金属に押されて封じられる。

手紙や文書の場合は、この上に印璽（シール）で刻印することで、中身が手つかずである証明を兼ねる。

手紙の封に用いられる封蝋には印璽（いんじ、または単に璽（じ）、シーリングスタンプ）という判子のような型、またはシグネツトリング（指輪印章）を押す（捺す）。

この印璽には差出人個人やその人物の家系のシンボルが刻まれており、差出人を証明する証ともなる。

封蝋で閉じられた封筒を開封すると封蝋は碎けてしまうので、受取人が開封する前に誰かが開封すればすぐに露見してしまうし、印璽を精巧に偽造もしない限り、再び同じように封をすることも難しい。

逆に、封蝋に印璽を押すのを忘れると、本人が差し出したものであっても名宛て人には信用してもらえないということもあり得る。

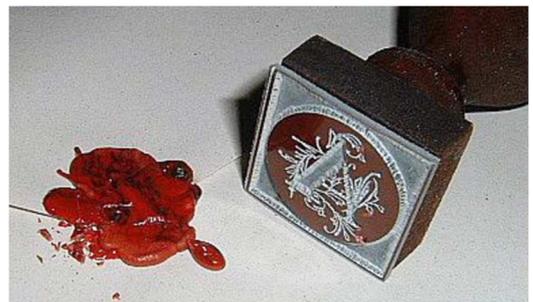
昔は、信書は使いの者（メッセンジャー、家事使用人やロワー・サーヴァント〈下級使用人〉）から宛先の本人またはその代理人へ直接手渡しで渡されていたため、輸送中に封蝋が碎けてしまうことはあまりなかった。

印璽を意味するシールという言葉が「紋章」と訳されることもあるため、印璽には差出人の紋章がそのまま刻まれていると誤解されがちであるが、家や個人の紋章はアームズ（またはコート・オブ・アームズ）と呼ばれ、そのまま封蝋の印璽に用いられることはない。

印璽のデザインは紋章を元にしたものも少なくないが、基本的にこれらは別の物として扱われる。欧米の州章、郡章、市章および軍隊章など（他に各自治体の首長を始め州知事、アメリカ合衆国大統領も職名章を持つ）もシール（Seal）と呼ばれるが、これらはほとんどすべてが丸いデザインになっていて、これらはこの印璽の丸い形から来ている。

また現代の欧米における公証人（Notary public）が署名とともに用いるものもノータリーシール（Notary Seal）と呼ばれ、封蝋の印璽に似たシンボルのエンボス印を押す。

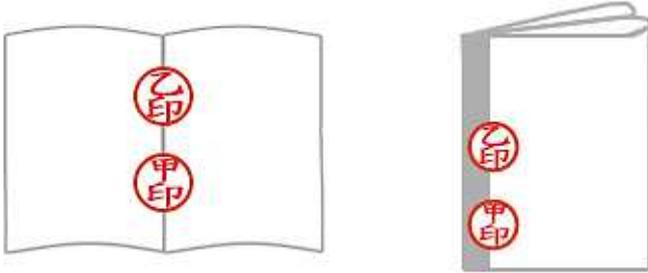
赤い棒状のものが蝋で、蝋燭などの火で炙って溶かし、封筒の蓋の上に垂らす。蝋が固まる前に素早く印璽を押し付けて型を押す。



〔参考〕契印、割印、捨印、訂正印、止め印、消印

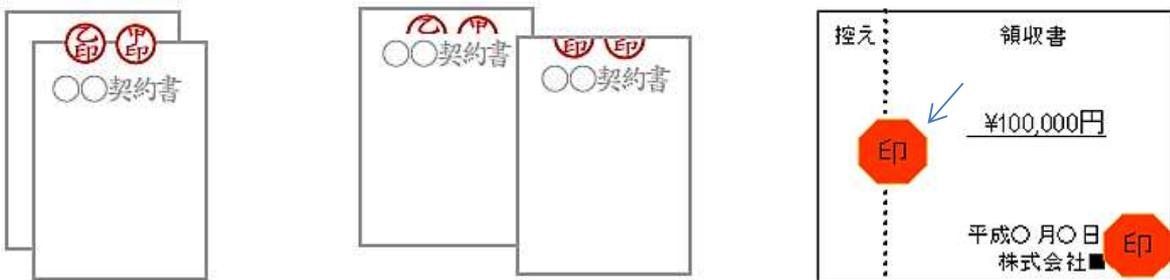
契 印

契印とは、契約書等の文書が2ページ以上に渡る場合に、その文書が一連の文書であることを証明するために、文書の継ぎ目にかけて印を押すことをいう。署名捺印・記名押印に使用した印と同じ印を使用する。



割 印

割印とは、独立した文書が複数あるとき（例えば、借用書等の契約書を当事者の人数分 作成した場合など）に、各文書が同一の機会に同一の内容で作成されたことを証するために各文書にまたがって印鑑を押すことをいう。文書の署名捺印・記名押印に使用した印と同じ印を使用する。



〔参考〕 ①押印→記名押印
②捺印→署名捺印

捨 印

訂正箇所が生じる事を予定して文書の欄外にあらかじめ押しておく印のことをいう（訂正権限を譲り渡したと推定される印鑑を押すことは、危険な行為で注意が必要である）。

訂正印

契約書等の書面を訂正する場合に押す印をいいます。

止め印

文章・金額・数量などの下に余白がある場合、その余白に書き込みされることを防止するために押す印をいう。

消 印

消印とは、印紙と文書にまたがって押す印鑑のことをいう。



郵便局で切手・はがきに使用済みのしるしとして押す日付印をいう。

